

第IV章 防災計画

本章では、旧長谷川家住宅を災害から守るために、過去の被災履歴や想定される災害リスクを踏まえ、1. 防火・防犯対策、2. 耐震対策、3. 防風対策の視点から、その対応方針・方策を定める。

1 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア 当該文化財の燃焼特性

建物の規模及び構造は以下の通りであり、建物自体の燃焼性は高い。

建物の概要

- ・主屋：桁行30.2m、梁間15.9m、平屋建、切妻造、桟瓦葺
- ・大正座敷：桁行15.3m、梁間11.7m、二階建、寄棟造、桟瓦葺及び銅板葺
- ・大蔵：土蔵造、桁行9.9m、梁間11.7m、二階建、切妻造、本瓦葺
- ・新蔵：土蔵造、桁行7.1m、梁間5.4m、二階建、切妻造、桟瓦葺
- ・米蔵：土蔵造、桁行7.3m、梁間5.4m、二階建、切妻造、桟瓦葺
- ・西藏：土蔵造、桁行9.1m、梁間5.4m、二階建、切妻造、桟瓦葺
- ・表蔵：土蔵造、桁行7.2m、梁間5.4m、二階建、切妻造、桟瓦葺
- ・離れ：座敷棟及び茶室棟からなる
座敷棟 桁行8.2m、梁間4.6m、平屋建、寄棟造、桟瓦葺
茶室棟 東西7.2m、南北5.8m、平屋建、寄棟造、桟瓦及び銅板葺

イ 延焼の危険性

旧長谷川家住宅敷地は、西側と東側の二面が道路に面し、北側は住宅と駐車場及び国登録有形文化財(建造物)、南側は市役所分館及び駐車場、住宅敷地と接する。重要文化財建造物の第一次近接距離(20m)内に以下の全20棟の建築物がある。複数の木造建築物が近接していることから、外部の火災による延焼の危険性がある。

敷地外における第一次近接距離内の環境

- ・西側 道路
- ・東側 道路、個人住宅(木造二階建瓦葺)3棟・(木造平屋建瓦葺)1棟、店舗(木造二階建瓦葺)2棟、駐車場(鉄骨造平屋建鋼板葺)3棟、駐車場
- ・北側 個人住宅(木造二階建瓦葺)1棟、国登録有形文化財(建造物)「見庵(旧小泉家住宅主屋)」(木造平屋建瓦葺)1棟、土蔵(土蔵造二階建瓦葺)1棟、駐車場
- ・南側 個人住宅(木造二階建鋼板葺)1棟・(木造二階建スレート葺)1棟、店舗兼住宅(鉄骨造三階建瓦葺)1棟、事務所(鉄骨造三階建陸屋根)1棟・(木造二階建陸屋根)1棟、市役所分館(鉄骨造二階建鋼板葺)1棟、駐車場

ウ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

当該建造物には、消火器が設置済みである。ミセノマ、通り庭、表蔵に煙感知器、スイジバに差動式熱感知器を設置しており、閉館中及び夜間の異常時には、業務を委託した専門警備業者へ警報・通報される。ただし、自動火災報知設備は未設置であるため、所轄の消防署と協議を進め、本計画策定後すみやかに設置する。

旧長谷川家住宅は、現在のところ日を限って一般市民に公開していることから、初期消火、及び避難誘導について現状設備で対応している。しかし、将来的に公開活用の範囲拡大によって不特定多数の見学者の増加が見込まれるため、不審火への対応、初期消火の実施、避難誘導等において、設備・人員体制の強化を行う。

(2) 防火管理計画

防火管理については、その維持充実に努める。なお、公開範囲の拡大、見学者の増加等にあわせて防火管理計画の充実を図る。

ア 防火管理者

松阪市は消防法第8条第1項に基づき、文化課長を防火管理選任者とし、防火管理者は防火管理を実施するために必要な消防計画を作成し、防火管理業務を実施する。

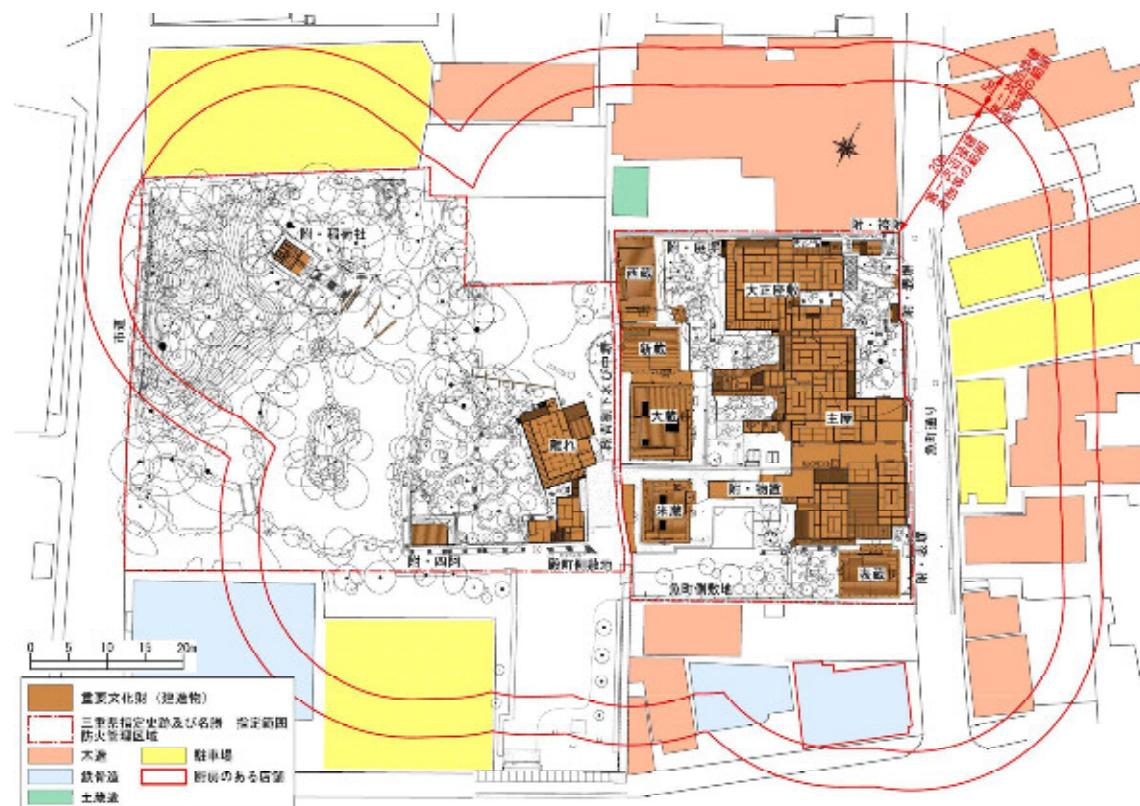
イ 防火管理区域の設定

旧長谷川家住宅敷地全体を防火管理区域に設定する。ただし、保存活用計画区域及びこれに隣接する区域の実情に応じて、所轄消防署の指導を得て定めるものとし、原則として以下の各号に示す土地及び建造物等を区域に含めるものとする。このため、隣接区域の状況把握と区域の見直しを進める。

- 1) 重要文化財(建造物)に近接して延焼の恐れのある建造物・樹木等(以下、「建造物等」という。)で、重要文化財(建造物)との近接距離が20m以下であるもの(以下、「第1次近接建造物等」という。)。
- 2) 第1次近接建造物等との近接距離が5m以下のもの(以下、「第2次近接建造物等」という。)。
- 3) 警報設備の受信機等を設置するなど防火管理上必要な建物(上記近接距離を超えても第2次近接建造物等とみなす。)。
- 4) 重要文化財(建造物)の周囲20mの範囲、近接建造物等の周囲5mの範囲の土地。

ウ 防火環境の把握

防火管理区域内に存在する建造物その他の物件の燃焼特性、火気の使用状況等の防火に係る環境を把握する。



第11図 防火管理区域の設定

エ 予防措置

防火管理区域内における火災の発生を未然に防ぐために以下に留意して必要な予防措置について定める。所有者等の権限の及ばない土地の範囲については関係者と協議の上可能な措置を講じることに努める。

1) 火気等の管理

旧長谷川家住宅敷地内については禁煙とする。管理・活用等に必要な火気の使用は、予め所轄消防署へ届出した上で使用箇所・時間等を限定し、周囲に消火用具等を配置すると共に必ず火気使用管理者を配置することとする。

2) 可燃物の管理

旧長谷川家住宅敷地内の可燃性物品の除去または整理整頓を行う。

建造物周辺の公道に面した区域においては、可燃物を放置しないよう見回り等を徹底する。

3) 警備

公開時間内は、松阪市職員等管理者により建造物周辺、建造物内部の定期巡回を行い、閉館の際は、建造物周辺、建造物内部の火気確認を行うとともに、責任を持って戸締り・施錠を行う。

閉館中及び夜間については、警報・通報装置により、業務を委託した専門業者が警備を行う。

4) 安全対策

基本的な見学の順路を設定し、避難経路等の確保と共に、職員による避難誘導を行う。

オ 消火体制

本計画策定後、保存修理事業にあわせて防災設備の設置を予定している。それまで、当面は下記の消火体制をとる。

今後、公開活用を行う上では、初期消火及び本格消火に迅速に対応するため、第5表に示す消火体制を構築する。なお、今後の一般公開活用に向けて、施設の管理運営体制の検討・再構築をするとともに、建物の公開時及び閉館時における消火体制を検討し、松阪市以外のものが管理することとなった場合は、双方連携した体制を構築する。

1) 当該建造物で火災が発生した場合

見学者等の避難誘導を最優先し、消火設備を用いて速やかに初期消火にあたる。引き続き関係機関への通報、近隣への協力要請等を行う。要救助者がある場合は、関係機関・近隣協力者と連携して、その救助を行う。

消防隊到着の後は、消防隊に現場状況の報告を行い、連携して消火にあたる。

鎮火後は、建造物の被害状況を把握し、文化財建造物とその部材の保護に努める。主要構造部に大きな破損が認められる場合は、支柱やワイヤー等により支持、危険部分の撤去・格納、破損部分を防水シートで覆うなどの応急措置を行うとともに、危険が及ぶ可能性がある範囲への立入り禁止等の措置をとる。

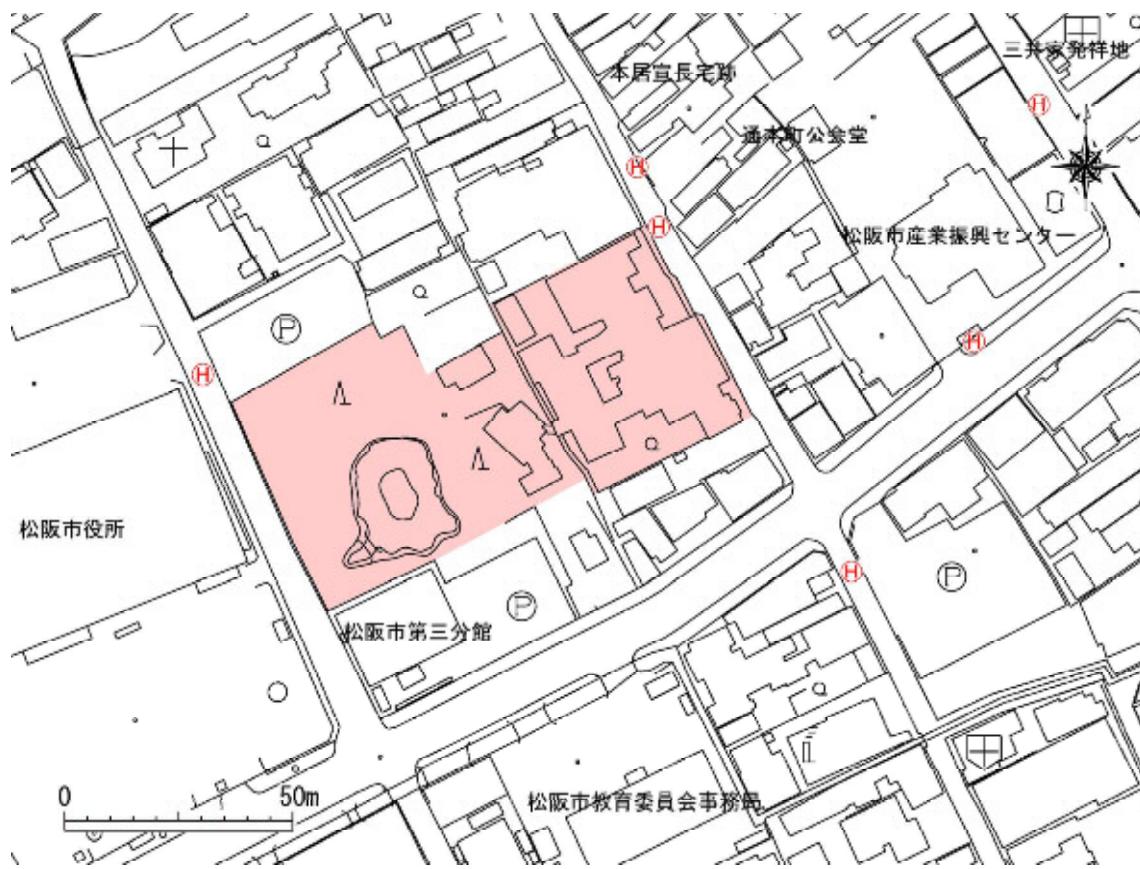
2) 当該建造物の近隣で火災が発生した場合

見学者等を安全な場所に避難誘導し、引き続き関係機関への通報を行う。その後、近隣の消火活動に協力する。

消防隊到着の後は、当該建造物周辺に待機し、建造物の被害状況を把握するとともに、文化財建造物とその部材の保護に努める。

第5表 当該重要文化財における火災発生時の初期消火の対応

対応項目	対応の内容		担当者
	無人の場合 (警備会社への通報による場合)	有人の場合	
火災の発見	・煙・熱センサーの差動により、警備会社が現地を確認する。	・火災を発見した者は、直ちに第3者へ火災発生の伝達を行う。	火災発見者
通報連絡	・消防機関(119)へ「所在地、物件名称及び火元、被害状況等」を通報するとともに、松阪市へ連絡をいれる。		火災発見者
	・松阪市は、現場へ急行する。		市職員
初期消火活動	・消火器を活用して適切な初期消火を行い、火災の延焼拡大防止に努める。		火災発見者及び火災現場周辺の市民、市職員
避難誘導等	・公開等により見学者がいる場合、避難誘導員が落ち着いて避難誘導を行い、安全を確保する。		市職員、避難誘導員
消防署への引継ぎ	・消防隊が到着したら、出火現場へ誘導するとともに、火災や避難の状況報告の情報提供を行う。		火災発見者及び市職員
消火活動	・消防隊により消火活動を行う。		消防隊



第12図 周辺消火栓位置図

(3) 防犯計画

ア 事故歴

軽微なき損履歴が認められるものの、放火・盗難等による大きな事故歴はない。

イ 事故防止のために講じている措置

松阪市職員及び関係者は、機械警備の関係で殿町側通用口から敷地内に入ることとしている。また、一般の見学は、魚町通り側の玄関から入構し、松阪市が設定した順路によって行っている。また各所へ職員を配置し、監視を行っている。

閉館中及び夜間は機械警備により、敷地、建物への侵入を警戒し、発報時は、業務を委託した専門警備業者へ警報・通報される。

ウ 今後の対処方針

見学者を適切に把握・管理する必要があることから、公開活用の内容に応じて見学順路・入構経路の設定、制限区域の設定、人員配置、その他必要な表示等を改めて行う必要がある。

また、犯罪企図者の重要文化財建造物内におけるき損・盗難等の犯罪を抑止及び監視するため、今後、日中の公開活用時における常駐管理人や適所への人員配置、公開範囲の設定等の管理運営体制の検討を踏まえつつ、防犯体制を強化する。

(4) 防火・防犯設備計画

防火・防犯設備に関しては拡充が望ましいが、大規模な計画及び工事を伴うため、保存修理事業に合わせ、建造物の解体・半解体修理時に実施することを基本とする。ただし、義務設置であるため自動火災報知設備は大規模修理を待たずに設置する。

ア 設備整備計画

① 火災報知設備

消防法に定められた自動火災報知設備を設置し、重要文化財保護のために、出火時の的確で迅速な連絡体制を整える。また、今後の公開活用時の火災発生の際に来訪者が適切に避難できるよう避難経路を設定する。

② 消火設備

保存修理事業の実施にむけて、所轄消防署や文化庁、専門家の指導を受けて必要な設備を設置する。但し、設置に際しては史跡・名勝としての価値を著しく損なわないよう工事方法や設置位置をよく検討する。

③ 防犯設備

防犯設備については、平成27年度文化庁より「文化財の防犯対策について(通知)(平成27年4月30日 27財伝文第26号)」及び「文化財の防犯体制の徹底について(通知)(平成27年4月30日 27財伝文第8号)」が示されている。

これを踏まえるとともに、夜間は施錠を行い防犯に努め、民間の警備事業者への管理委託を継続する。

イ 保守管理計画

- 1) 消防法により定められた定期点検を実施するものとし、同法に定めていない防火設備及び防犯設備についても、同法に準じた点検を実施する。以下に示す標準的な点検方法を目安として、保守管理計画を定める。
 - ① 外観点検
機器の配置、損傷状況等6ヵ月に1回以上点検する。
 - ② 機能点検
防火管理者、消防設備士、または消防設備点検資格者による点検を実施する。
 - ③ 総合点検
年1回以上、消防設備士または消防設備点検資格者による点検を実施する。
- 2) 点検結果に基づき速やかに機能の回復をはかる。
- 3) 点検、修理、更新についての記録を整えて、防災設備の現況について日頃から所轄消防署等の理解を得ることに努め、緊急時の対応が速やかにできるように努める。

2 地震時の安全対策

「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」(平成8年1月17日府保健第41号文化庁文化財保護部長通知)を参考とし、当該文化財建造物等に適するよう改め、以下の通り定める。

(1) 地震時における安全性確保

ア 基本的な考え方

当該建造物等は、様々な部位にわたって意匠的・技術的・歴史的・学術的な価値が認められるものであり、一律的な基準に基づいて改修を進めることは困難である。しかしながら、これら建造物等には、維持管理・定期的な補修・立地条件・使用方法などの点で、耐震上の問題を有するものがあり、地震時の安全性確保が必要である。

のことから、可能な範囲で構造面の補強等を進めると同時に、ソフト面の対策も併せて実施する必要がある。

地震時における安全性の確保は、強い地震の際にも人命に重大な影響を与えないことを目標にし、原則として、文化財建造物等の価値を損なわない範囲で必要な補強が可能な場合には補強工事を実施し、補強を行うことにより主要な文化財的価値を失ってしまう等、やむを得ない場合は立ち入りを制限することによるものとする。

また、地震時の安全性確保には、耐震性能向上を伴う修理事業以外にも、維持管理や使用方法の改善・周辺環境の整備・防災施設の充実なども効果があるので、これらの対策も実施するよう努める必要がある。

これらのこととは、松阪市が主体となって行うものであるが、地震被害の想定及びその被害を防ぐための対処案の作成や根本的な大修理の必要性等の検討等、専門的な事

項については、建築専門家の意見を参考にする。これらの実施は早急に行う必要があるが、諸条件により、当面、根本的な大修理の際に併せて補強を実施することとし、立ち入りの制限等については危険性を明示すること等の措置をとる。

イ 地震被害の想定並びに対処案の作成及びその実施

地震時の安全性確保のためには、具体的な地震被害を事前に想定し、並びに対処案を作成及び実施する必要がある。当該地域又は場所で想定される最大級の地震が発生した際に、文化財建造物等の受ける被害の程度及び火災などの地震に伴う二次災害の程度を想定しておく。

具体的には、専門家の助言を得て構造診断(時期をみて耐震診断を実施する)を行うとともに、当該文化財及び周辺地区が過去の地震の際に、どのような被害を受けたかを古写真その他の記録、当時の記憶や伝承等から調査し、現状の調査と比較して地震発生時の被害を想定するなどの方法が考えられる。

なお、地震被害の想定に当たっては特に次の点に留意する。

① 当該文化財建造物等及びその周辺の建造物が過去の地震で受けた被害の把握

- ・人的被害の有無と人的被害が生じた状況
- ・当該文化財建造物等の全体構造にかかる被害
- ・当該文化財建造物等の各部の被害
- ・周辺の被害(火災等)

② 過去の地震時と現状との比較

- ・増改築等により当該文化財建造物等の形態が変化した部分の把握
- ・使用方法の比較(建物の用途、使用頻度、使用者の数等)
- ・周辺状況の比較(地形の変化、市街地化の進行等)
- ・当該文化財建造物等の老朽化の度合等の比較

松阪市は、想定した地震被害に対して、後記の事項に留意しつつ次の項目ごとに對処案を作成し、実施するよう努める。

○維持管理方法の改善(後記(2)参照)

○使用方法の改善(同(3)参照)

○補強を伴う修理(同(4)参照)

○周辺環境の整備(同(5)参照)

○防災施設等の充実

なお、対処案の作成については、被害を可能な限り小さくするという観点から作成するものとする。

(2) 日常の維持管理に当たって留意すべき事項

当該文化財建造物等が本来的に有している強度を維持するためには、適切な日常管理を継続的に行うことによる大きな効果がある。松阪市等は、日常管理に当たり、「文化財保

存・管理ハンドブック建造物編」（文化庁文化財保護部建造物課監修、（社）全国国宝重要文化財所有者連盟編、平成6年10月）及び「文化財防火・防犯の手引き」（文化庁文化財保護部、昭和45年3月）を参考にし、特に次の点に留意して行う。

① 破損箇所の把握

耐力と関連する次に示すような点に留意して、破損箇所の確認・把握に努める。

- ・柱梁などの主要な構造部材の傾斜箇所
- ・雨漏り及びその原因となる屋根の破損箇所
- ・部材の腐朽箇所(特に柱の基部、構造部材の接合部、床下の根太・大引等)
- ・虫害を受けた箇所
- ・壁の亀裂及び剥落箇所
- ・煉瓦造の煙突や墀の破損及び劣化状況
- ・地盤の変化(不同沈下の状況等)

② 部分的・応急的な補修

確認できる破損箇所については、常日ごろから部分的・応急的な補修を実施するよう努める。

③ 地震に伴う人的被害、火災の防止

地震に伴う人的被害や火災等については、次に示すような点に留意して、日常の注意、備品の整備等を計画的に実施するよう努める。

- ・室内の設備(背の高い家具、照明器具、天蓋等)の固定
- ・物品・什器類の倒壊や滑り出しの防止
- ・火気使用区域の限定
- ・火種の後始末の徹底
- ・携帯用消火器、耐火布等の常備

④ 緊急対応物資の確保

災害時に必要となる可能性がある防水シート、ロープ、貯水タンクなどを常時保持しておくよう努める。

(3) 使用方法に関して留意すべき事項

当該文化財建造物等は、不特定多数の人への公開及び活用に供するので、特に人命の安全確保という観点に留意する。この点から、松阪市は想定した被害状況及び上記(2)の①に基づいて、危険と判断される箇所の付近には、柵・生垣・看板等を設けるなどして危険性を明示する。また、見学者等の行動を把握し、地震時に見学者が避難などの適切な行動をとれるように留意し、各種特別行事等で多数の見学者が予想される場合には、必要な人員を配置する。

また、構造診断を行うと同時に、計画区域を対象にして、具体的な使用の内容、管理使用の責任者などを定めておく。

(4) 補強を伴う修理

ア 修理の必要性

耐震性能の向上には、定期的又は必要に応じ、適切な修理を行うことに大きな効果がある。

修理には小修理及び大修理があり、小修理は、主要な建築構造部材(柱、梁、小屋組等)の解体を伴わない部分的な修理及び付加的な部材による補強行為等をいう。大修理は、構成部材の全解体を伴う解体修理、壁及び造作材の解体を伴う半解体修理並びに屋根全面修理及びそれに準ずるものという。いずれの場合も、補強のために必要な修理を積極的に実施するよう努める必要がある。その際には、建築専門家の指導を受ける。

イ 補強のための小修理

補強のために必要な小修理を実施するに当たっては、文化財的価値を損なわないために、次の事項を遵守する。

- ① 主要な構造部材及び意匠を構成する部材を傷つけない。
- ② 屋根葺材や壁材など消耗品的な部材については、従来からの意匠・材質・構法をできるだけ損なわないようにする。特に、壁などで仕様を変更して補強する場合には、従来の仕様を示す痕跡を消し去らない。
- ③ 付加的な部材により補強する場合には、将来の根本的な修理の際に容易に撤去可能な方法で行うよう努める。

ウ 根本的な大修理

まず耐震予備診断を実施し、耐震的な課題を把握する。必要ありと認められたものは根本的な大修理にあわせて、耐震基礎診断・耐震専門診断を行い対策を行う。また、地盤調査及び建造物の構造診断を行い、その結果に基づいて、文化庁と緊密な連絡・協議を行いつつ修理方針を定め、修理計画書を作成する。

なお、修理計画の具体的な作成は、重要文化財建造物の修理の経験を有する技術者又はそれに準ずる者が参加するのが望ましい。

(5) 環境の整備

ア 周辺地形等の保全整備

地震による周辺地形の変化は、文化財建造物等の保存に大きな影響を及ぼすおそれがあるので、常日ごろから、周辺地域も含め、石垣・崖・池沼・大木などの状況に留意し、危険と考えられる場合には安全性確保のため、環境保全に関する整備計画を立案する必要がある。

なお、整備計画の作成及び実施に当たっては、周辺の歴史的な風致や景観の保全に努めるものとする。

イ 建造物の環境の整備

多湿な環境は部材の腐朽や虫害の発生の原因となり、結果として文化財建造物等の強度を著しく低下させることとなるので、建物内や床下の換気に努めると同時に、敷地に湿気がこもらぬよう排水路等の整備を行う。

(6) 地震時の対応

ア 避難

強い地震の後には余震が生じることがあるので、屋内で地震にあった場合には、速やかに瓦等の落下物に注意しながら外に逃れ、広域避難場所等に避難し、消防機関等の指示に従う。

イ 非常災害のために必要な応急措置

地震によって当該建造物等が被害を受け、これにより被災者が生じた場合にはその救助を優先して行う。その後、文化財建造物等とその部材の保護に努めるとともに、必要な場合には次のような措置をとることができる。

① 文化財建造物等に延焼の危険がある場合

消火活動に努め、延焼により焼失が確実と思われる場合には、当該文化財建造物等の解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとること。

② 文化財建造物等が大きく破損した場合

危険部分を撤去及び格納すると同時に、雨水の浸透を防ぐために破損部分を防水シートで覆う。軒先の垂れ下がりに対しては、支柱等で支持すると同時に危険部分に立ち入り制限の措置をとる。なお、破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、速やかに部材等の解体あるいは撤去を行う。

③ 文化財建造物等の主要な構造部が大きく傾斜した場合

支柱やワイヤー等で一時的に支持すると同時に、全体に立ち入り制限の措置をとる。

3 耐風対策

(1) 被害の想定

風雨に関する被害としては、暴風雨時の瓦の飛散・落下、漆喰壁の剥落、ガラス戸の破損・飛散等が想定される。

(2) 今後の対処方針

暴風雨等が予想される場合には、戸締りを厳重に行うなどの準備対応を行う。職員は必要に応じて内部において待機し、建物内の巡視を行う。

暴風雨が収まった後は、速やかに建造物及び周辺の巡視を行い、建造物の被害の状況を把握するとともに、被害が発生した場合は被害が拡大することを防止するための応急措置を行う。また、入構者に危険が及ぶ可能性がある場合は、立入り禁止や注意喚起等

の措置をとる。

4 水害対策

(1) 被害の想定

正確な記録は残されていないが、通り庭までの浸水歴がある。

殿町と魚町の境界に北から南にむけ背割下水が敷設され、神道川へと流入している。記録的な降雨があると神道川への排水機能が麻痺し、水位が著しく上昇する。この水は大蔵と米蔵の間の排水路を逆流し、通り庭の浸水につながるものと考えられる。

神道川の改修工事により被害の可能性は軽減しているが、現在も大雨等ではかなりの増水が確認できるため、今後も浸水の可能性がある。

(2) 今後の対処方針

被害状況の把握と被害拡大防止に努めるものとする。また、予め発生が予想される場合は、情報を収集し必要な対策を講じるものとする。

5 その他の災害対策

当該文化財建造物は、平野部に位置し、土砂災害の危険性はないと考えられる。